

装施第21号
平成20年1月18日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察機動装備隊の設置及び運用要綱の制定について（通達）

岐阜県警察機動装備隊の編成及び活動については、「岐阜県警察機動装備隊の設置及び運用要綱」（平成8年10月22日付け務発第803号ほか。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、「岐阜県警察緊急事態対処要綱」（平成19年1月24日付け備二第49号ほか）が施行され、新たに装備車両隊を編成したことに伴い、機動装備隊の現場支援等が重複するなど現状にそぐわないことから、別添「岐阜県警察機動装備隊の設置及び運用要綱」を制定し、平成20年2月1日から実施することとしたので、誤りのないよう
にされたい。

なお、旧要綱は廃止する。

岐阜県警察機動装備隊の設置及び運用要綱

1 目的

この要綱は、岐阜県警察機動装備隊の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置等

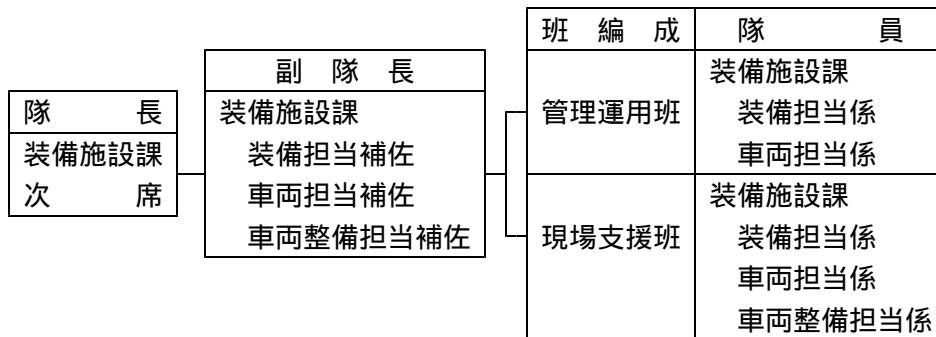
警察本部総務室装備施設課（以下「装備施設課」という。）に岐阜県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）を設置し、機動装備隊の運用は、装備施設課長（以下「課長」という。）が行うものとする。

3 趣旨

機動装備隊は、警察装備品及び警察車両（以下「装備品等」という。）の現状を的確に把握し、各種事故事件、災害等の発生に際し、機動力を駆使した装備品等の迅速な搬送により、現場活動の積極的な支援を行うものとする。

4 編成

- (1) 機動装備隊は、隊長、副隊長及び隊員（以下「機動装備隊員」という。）をもって編成し、隊長には装備施設課の次席を、副隊長には同課の装備、車両及び車両整備を担当する各補佐を、隊員には同課の警部補以下の警察官及びこれに相当する職員をもって充てる。
- (2) 機動装備隊に管理運用班及び現場支援班を置き、下表に掲げる隊員で編成する。



5 任務

機動装備隊員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、副隊長以下隊員を統制し、任務に関する指導及び調整を行うものとする。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐するとともに各班の隊員を指導し、隊長に事故があるときは職務を代理するものとする。
- (3) 管理運用班の任務は、既存の装備品等の現状を把握し、維持管理するとともに、必要に応じて新たな装備品等の調達、手配等を行うものとする。
- (4) 現場支援班の任務は、支援要請に基づく装備品等の配分、搬送、警察車両による活動等の現場支援を行うものとする。

6 現場支援

- (1) 所属長は、機動装備隊の支援が必要であると認めるときは、機動装備隊支援要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により課長に要請するものとする。ただし、急を要するときは、

口頭により支援要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

- (2) 支援要請を受けた課長は、機動装備隊の支援が必要であると認めるときは、隊長に対して要請事案に対応する装備品等の調達、手配及び派遣人員を指示し、機動装備隊を出動させるものとする。
- (3) 課長は、所属長からの支援要請がない場合であっても、機動装備隊が有効に機能すると認める事案が発生したときは、機動装備隊を出動させることができる。

7 現場指揮等

- (1) 支援活動に係る機動装備隊の現場指揮は、要請した所属長が行うものとする。
- (2) 現場支援活動に従事する機動装備隊員は、隊長の統制のもと現場指揮に服するものとする。
- (3) 課長は、要請した所属長と緊密な連携を保持し、現場支援活動の内容、期間の設定及び派遣人員の増強等について、適時検討を加え、的確な措置を講ずるものとする。

8 結果報告

隊長は、支援活動を終了したときは、速やかにその結果を課長に報告するものとする。

9 教養訓練

課長は、機動装備隊員に対し装備品等の取扱いについて、習熟度の高揚に努めるものとする。

附 則（平成20年1月18日付け装施第21号）

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

【別記様式省略】